

令和5年度重点取組項目の取組の進捗状況

| 項目No | 取組事項 | 担当課 | 令和5年度取組目標 | 取組状況及び実施予定 | 課題等 | 課題等に対する対応 |
|-------------------------------|----------------------------|--------------------------|---|---|---|---|
| 方策Ⅰ 将来を見据えた行財政運営の確立・推進 | | | | | | |
| 1 徹底した事務事業の見直し | | | | | | |
| 1 | 事務事業総点検の実施 | 総務課 企画調整課 財政課 | 財源確保と職員の余力を生み出すために、令和4年度の実施手法を改善し、更なる事務事業の見直しを実施する。 | ・令和5年5月に事務事業総点検を各部局等に依頼 ・令和6年度予算編成に向けて事務事業総点検を完了させ、事業の見直し案を取りまとめたい。 | ・事務事業総点検を効果的に実施するため、職員一人ひとりが現状を変えることにチャレンジする改革意識の醸成が必要である。 ・複数の部署が関わる事務事業の見直しに時間と労力を要する。 | ・事務事業点検の必要性や市の現状などを分かりやすく資料にまとめ、チャレンジの後押しとなるような意識啓発を継続的に実施する。 ・組織横断的な協議の場を設ける。 |
| 42 | 保健福祉センター内指定通所介護事業等のあり方の見直し | 障害福祉課 介護保険課 健康づくり課 | 利用者のサービス低下とならないよう最大限配慮するという事業のあり方方針に基づき、調整を推進しながら、協定に基づく事業実施期間が終了となる令和5年度末に向け、事業者と協議により事業の方向性を決定する。 | 令和5年4月に事業者と今後の事業の方向性について協議を実施した。また、6月に開催した庁内検討委員会にて、令和6年度以降の方向性について検討した。 | 課題が多い中、事業のあり方方針に基づき、利用者のサービス低下とならないよう事業の方向性を決定していく必要がある。 | 庁内検討委員及び事業者からの意見も踏まえ、事業の方向性を早期に決定していく。 |
| 2 歳入の確保 | | | | | | |
| 11 | 受益者負担の見直し | 財政課 総務課 | 一定の基準を定め施設を選定して、段階的に適正化を実行する。 | ・担当課において、使用料が無料等課題の大きい施設から、順次進めていくことを確認 ・推進委員会にて方向性を確認するとともに、各施設所管課において、適正化の実行に向けた事務を推進し、推進委員会が進行管理する。(7月～) | 公共施設全体を一律に適正化の実行に移すことは困難である。 | ・課題が大きく適正化の必要性が高い施設から順次進めていく。 ・施設所管課に具体案を示し、所管課が主体的に適正化を進められるよう推進委員会において進行管理を行う。 |
| 3 業務生産性の向上 | | | | | | |
| 19 | ワークライフバランスの推進 | 人事課 | 庁用パソコンの一斉シャットダウン等の取組を継続して実施し、業務効率化に向けた意識を醸成し、さらなる長時間労働の抑制を図るとともに、全ての職員が仕事と育児・介護の両立ができるように職場環境の整備を進める。また、妊娠・出産・育児等に係る休暇について周知を徹底し、休暇の取得促進を図る。 | ・庁用パソコンの一斉シャットダウンについて引き続き実施し、業務効率化に向けた意識を醸成している。 ・ワークライフバランスの推進等のため、テレワーク、時差出勤等を新型コロナの5類移行後も当面の間継続とした。また、フレックス勤務等、多様な働き方を可能とする体制について、検討を進める。 ・令和4年度に大幅に上昇した男性育休取得率について、今後も制度周知や職場理解等、取得しやすい職場環境の整備を進める。 | 一斉シャットダウンは制度として定着しているが、延長を行う部署、職員について偏りがあり、形骸化しつつある。 | 一斉シャットダウンの現状を細かく分析し、形骸化しないよう職場内の事務改善を推進するよう周知する。 |
| 方策Ⅱ ファシリティマネジメントの強力な推進 | | | | | | |
| 1 公共施設等の適正配置 | | | | | | |
| 21 | 個別施設計画の策定・推進 | 公共施設 マネジメント課 | ・令和5年度に整備する施設点検マニュアルをもとに日常点検を強化し、計画的に施設の保全を推進するとともに個別施設計画の見直しを行う。 ・令和5年度から公共建築物保全サイクルを運用していくため、事業担当課と公共施設マネジメント課で協力し、施設の修繕、改修等にかかる事業の相対評価を行う。 ・庁内でPPP/PFIの導入を検討する部署に対し、支援や必要な調整を行う。 | ・令和5年4月に君津市公共施設点検マニュアルを作成し、公共施設の保全推進に係る説明会を開催した。 ・公共建築物保全サイクルを運用し保全事業の相対評価を行っていくため、5月に各部局等に保全事業評価を依頼した。 ・PPP/PFIの導入支援を行うため、君津市PPP/PFIガイドラインを策定した。 | 令和5年度より、公共建築物保全サイクル、そして施設点検マニュアルに基づく点検を実施していくことから、随時課題等整理、解決していく。 | 建築技師を中心とした専門的な視点により施設の状況を把握するとともに、施設管理担当部局と綿密な連携を図り、公共建築物の保全事業を推進していく。 |
| 44 | 経営改革の視点による拠点づくりの推進 | 総務課 | 清和地区での取組状況を検証のうえ、他地区への展開手法を検討する。 | ・まちづくりを推進する地域の拠点とするため「行政センター」を「市民センター」とする見直しを行った。 ・令和6年1月の清和地区拠点施設の供用開始の状況を検証する。 | 組織体制の確立 | 所属長ヒアリングなどにより、課題等を把握し、他地区への展開に向けた改善を図る。 |

| 項目No | 取組事項 | 担当課 | 令和5年度取組目標 | 取組状況及び実施予定 | 課題等 | 課題等に対する対応 |
|-------------------|--------------------------|---------------|---|--|---|--|
| 44 | 経営改革の視点による拠点づくりの推進（施設整備） | 清和地区拠点施設整備推進室 | 清和地区拠点施設の供用を開始するとともに、維持管理費等の最適化や組織の効率化の実行を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・拠点施設整備工事は令和5年11月末の竣工予定であり、概ね予定どおり進捗している。工事完了後の12月に機能を移転し、令和6年1月に供用を開始する予定である。 ・供用開始に向けて、関係部署と連携しながら、拠点施設の運営等に関する調整を行うとともに、各種備品の購入、施設管理に関する契約手続き等を進める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・整備工事の進捗管理や円滑な供用開始に向けた事前準備、調整を適切に行う必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事業者や関係部署等と緊密に連絡を取り合い、課題が生じた場合は早期に解消するように努める。 |
| 3 経営資源の利活用 | | | | | | |
| 36 | 空き公共施設の利活用方針の策定・推進 | 公共施設マネジメント課 | 旧学校施設等について、引き続き、売却、貸付により利活用を進めていく。また、その他の空き公共施設等の利活用についても有効活用に係る検討を行い、公募手続等を進める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・旧三島小学校の売却等に向け優先交渉権者と協議を重ね、サウンディング調査の完了した旧小糸小学校については、利活用方針の検討とともに不動産鑑定等の準備を進めている。 ・旧清和保育園、旧内箕輪保育園、旧南子安保育園については、利活用等の準備を進めていく。 ・令和5年5月には、旧松丘小学校、旧松丘中学校体育館がドローンスクールとして利活用が開始された。 | <ul style="list-style-type: none"> ・空き公共施設等の利活用を推進していくうえで、土地の境界や権利関係の整理などを進めていく必要がある。 ・全国的にも空き公共施設が増加している状況であるため、より選ばれるような事業者へのPR手法を研究していく。 | <ul style="list-style-type: none"> ・空き公共施設の利活用については、土地調査等、早期に着手するとともに、市役所内部や法務局等関係機関と調整を図り期間の短縮を図っていく。 ・国、県、民間のHPなどを通じ、多くの事業者にも周知できるよう取り組んでいく。 |
| 方策Ⅲ 市民の視点に立った市政運営 | | | | | | |
| 1 市民サービスの拡充 | | | | | | |
| 37 | 電子申請サービスの推進 | DX推進課 | 引き続きLoGoフォームを活用し、申請等の申込フォームを拡充するとともに、ぴったりサービスの電子申請の拡充も併せて推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 本市公共施設18施設におけるちば施設予約サービスのシステム構築 ・令和4年8月 施設予約サービス供用開始に係る関係規則の規定整理 ・本市公共施設18施設におけるちば施設予約システム供用開始 ・令和5年3月 君津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び規則の一部改正 ・令和5年3月 君津市情報通信技術を活用した行政に関する条例施行規則第3条の規定による告示 ・令和5年4月 ぴったりサービスにおける行政手続23手続、ほか25手続の電子化 ・令和5年度 必要な要綱等を整備した後、LoGoフォームを活用した行政手続の電子化を開始予定 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続の電子化を推進することに伴う、紙申請と電子申請の受付による事務の煩雑化と、それに係るBPRと庁内合意形成 | <ul style="list-style-type: none"> ・庁内研修、DX推進本部における協議等を実施し、電子化する手続の選定と決定及び職員の意識改革を実施する。 |
| 2 職員の意識改革 | | | | | | |
| 40 | 人材育成の推進 | 人事課 | 人材育成基本方針に基づき、自学の支援、多彩な研修機会の提供、OJTの推進、チューターによる新規職員の指導、メンター制によるキャリア形成のサポート等、職員の育成に取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県自治研修センターや市町村アカデミー等への派遣研修を所属課へ早期に希望調査を行い、職員支援を実施 ・チューターへの制度説明、意見交換を実施（4/12） ・メンター制度（新任係長をサポート）の説明会を実施（11組 5/12） | <ul style="list-style-type: none"> ・予算の関係上、各所属からの研修希望者をやむを得ず、調整した部分がある。 ・メンター制度は、初めて導入するため、検証の必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各所属からの研修希望者に優先準備を付けてもらい、特に必要性がある者から受講させている。 ・人事課としてもメンターだけに一任せず、定期的に連絡をとり、フォローする。 |